

2023 年度 9 月 3 日（日）国際取引法学会中間報告会

国際知的財産法制部会

【報告】

10：00～10：45

清水久彰（国際取引法学会会員）

「八丁味噌の地理的表示法（GI 法）による保護について－登録により生産者の利益と需要者の利益は保護されたのか－」

10：45～11：30

神山智美（富山大学）

「2020 年改正種苗法の国内執行状況からの一検討－都道府県アンケートをもとに」

【要旨】

清水久彰

「八丁味噌の地理的表示法（GI 法）による保護について－登録により生産者の利益と需要者の利益は保護されたのか－」

令和 5 年 3 月 8 日に知財高裁において八丁味噌の GI 登録処分取消請求に係る棄却判決がなされた。これにより GI 登録を受けていた愛知県組合の生産者らは引き続き当該名称を排他的に使用できることが確認された。

この主として業務用の製品に対し八丁味噌の名称を用いてきた生産者側が当該名称を排他的に使用できること、および伝統的製法を守ってきた老舗の生産者側の製品に「GI 製品ではありません」等の混同防止表示義務が課されること対しては、学識者や一般消費者からの批判的見解が多く見受けられる。

本稿では、同一の農産物につき複数の生産者団体が GI 登録を希望する場合の保護のあり方を EU の制度との比較を通して検討し、なぜ八丁味噌の GI 登録について処分取消まで争われることになったのかについての確認を行う。

神山智美

「2020 年改正種苗法の国内執行状況からの一検討－都道府県アンケートをもとに」

2020 年種苗法改正は、UPOV 条約 1991 年法に基づく「農業者の特権(Farmer's Privilege)」を国内執行法で措置するという国際法の種子には合致するものであったが、「農業者の権利

(Farmers' Rights)」との混同により一般国民ばかりか法学者の理解を十分に得られない状況が続いた末になされた。2022年4月に完全施行を迎えたが、「すき間を埋めるがごとくの法改正」が奏功しているかどうかには疑問がある。本報告は、報告者が2022年夏に実施した都道府県アンケートの結果と管見に基づく現況の実態把握をもとに、国をはじめとする公セクター（ここでは都道府県も行政は育成者権者として関わり、警察組織は執行機関として関わる）や民間セクターの動向を把握し、検討するものである。